

弘前市合併検証委員会設置要綱（写）

（設置）

第1条 旧弘前市、旧岩木町、旧相馬村が締結した「合併協定書」等について、第三者検証を実施するため、弘前市合併検証委員会（以下「検証委員会」という。）を設置する。

（所管事務）

第2条 検証委員会の所管事務は、次のとおりとする。

- （1）旧弘前市、旧岩木町、旧相馬村の合併検証に関すること。
- （2）前号に掲げるもののほか、提言等に関すること

（組織）

第3条 検証委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- （1）有識者
- （2）各種団体代表
- （3）市民
- （4）前3号に掲げる者のほか、市長が適当であると認める者

3 前項3号に掲げる者の選任は、公募の方法によるものとする。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に掲げた所管事務が終了する日までとする。

2 委員に欠員が生じたときは、補充することができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 検証委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、市長が指名したのもをもって充てる。

3 副委員長は、委員長が指名したのもをもって充てる。

4 委員長は、検証委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

5 委員長は、会議の議長となる。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 検証委員会の会議は、委員長が招集する。

2 検証委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができな

い。

- 3 検証委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(会議等の公開)

第7条 検証委員会の会議及び部会の会議並びに議事録は、原則として公開とする。

(庶務)

第8条 検証委員会の庶務は、企画部企画課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検証委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年7月12日から実施する。
- 2 第6条の規定に関わらず、初回の検証委員会の会議は、市長が招集する。